

墨田区介護予防・日常生活支援総合事業における事故発生時の報告に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、墨田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年3月31日27墨福高第1541号)に定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のサービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供を行う者(以下「事業者等」という。)から福祉保健部介護保険課(以下「介護保険課」という。)へ報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 前条の規定による報告すべき事故の範囲は、事業者等の責任の有無にかかわらず、総合事業のサービスの提供に伴い発生した事故のうち、次の各号に該当するものとする。

(1) 原因等が次のいずれかに該当する場合

- ア 身体不自由又は認知症等の利用者に起因するもの
- イ 施設の設備等に起因するもの
- ウ 感染症、食中毒又は疥癬^{かいせん}の発生
- エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故
- オ 職員、利用者又は第三者の故意若しくは過失による行為又はそれらが疑われる場合
- カ 原因を特定できない場合

(2) 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
- イ 利用者が経済的損失を受けた場合
- ウ 利用者が加害者となった場合

エ その他事業所者等のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとするができる。

(1) 比較的軽易なけがの場合

(2) 老衰等により死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、区から報告を求められた場合は、報告を要するものとする。

(報告事項)

第3条 事業者等から介護保険課へ報告する事項は、次のとおりとする。

(1) 報告日

(2) 事業所名、所在地等

(3) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要支援度等及び電話番号

(4) 事故発生時の状況

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 事故の概要(原因、経緯、被害状況等)

エ 事故時の対応状況

(5) 事故後の対応状況

ア 利用者の状況(事故対応後)

イ 再発防止への取組

ウ その他

2 前項の報告は、事故報告書(第1号様式)により行うものとし、複数の当事者が存在する事故の場合は、事故当事者一覧(第2号様式)を添付するものとする。ただし、前項に掲げる項目が明記されている書式をもってこれらに替えることができる。

(報告の対象)

第4条 報告する事故は、事故当事者である総合事業のサービスの利用者が、

区の介護保険の被保険者である場合及び事業所・施設所在地が墨田区内の場合とする。

(報告の手順)

第 5 条 事故の報告は、おおむね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者等は、事故の発生を確認した場合、速やかに事故当事者である利用者の家族に連絡するとともに、第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの内容について、介護保険課に報告する。この場合において、第 1 号介護予防支援事業者にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、電話等、より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

ア 事業者等は、第一報の後、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第 3 条第 1 項第 5 号の内容を含む最終報告を報告する。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報の報告の際に、同条第 1 項第 5 号の内容についてあわせて報告し、最終報告とすることができる。

(区における対応)

第 6 条 区は、第 2 条から前条までの規定により報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者等の対応状況に応じて、区として必要な対応を行うものとする。

2 区が対応する事故は、事故当事者が区の介護保険の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ、他の区市町村の介護保険の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し、対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。